

木津川市告示第56号

木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱（平成19年木津川市告示第115号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

木津川市長 河井 規子



別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第2条、第4条、第14条関係）

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事等)	
1 工事等の実施に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 会計検査院又は監査委員に文書で指摘されたとき。	
ア 市が発注する工事等のとき。	3か月
イ 府内の他の工事等のとき。	2か月
(2) 前号に掲げる場合のほか、市が発注する工事等において粗雑な履行をしたと認められるとき。	

ア 粗雑の程度が極めて重大なとき。	3か月
イ 粗雑の程度が重大なとき。	1か月
(3) 市が発注する工事等において成績が著しく不良なとき。	1か月
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
2 工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 死亡者を生じさせたとき又は火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。	
ア 市が発注する工事等における事故	6か月
イ 府内の他の工事等における事故	3か月
ウ 府外の工事等における事故（多数の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きな損失を生じさせたとき。）	2か月
(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。	
ア 市が発注する工事等における事故	3か月
イ 府内の他の工事等における事故	2か月
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係	

者事故)	
3 工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 死亡者を生じさせたとき。	
ア 市が発注する工事等における事故	2か月
イ 府内の他の工事等における事故	1か月
ウ 府外の工事等における事故（多数の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きな損失を生じさせたとき。）	1か月
(2) 負傷者を生じさせたとき。	
ア 市が発注する工事等における事故	1か月
イ 府内の他の工事等における事故	1か月

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「成績が著しく不良」とは、工事等成績評定点が50点未満の場合をいう。
- 2 「負傷者」とは、治療180日以上 of 傷害又は完治の見込みのない傷害を受けた者をいう。

別表第2（第2条、第4条、第14条関係）

不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
---------	-----

<p>(贈賄)</p>	
<p>1 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 市の職員に対する贈賄</p>	<p>36か月</p>
<p>(2) 府内の他の公共機関の職員に対する贈賄</p>	<p>18か月</p>
<p>(3) 府外の公共機関の職員に対する贈賄</p>	<p>12か月</p>
<p>(独占禁止法違反)</p>	
<p>2 有資格業者の営業に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 公正取引委員会の告発又は違反の認定があったとき。</p>	
<p>ア 市の発注における違反</p>	<p>24か月</p>
<p>イ 府内における違反</p>	<p>18か月</p>
<p>ウ 府外における違反</p>	<p>12か月</p>
<p>(2) 公正取引委員会の排除措置命令、課徴金納付命令又は違反の認定があったとき。</p>	
<p>ア 市の発注における違反</p>	<p>18か月</p>

イ 府内における違反	12か月
ウ 府外における違反	9か月
(談合等)	
3 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、談合罪、競売入札妨害罪若しくは独占禁止法第89条に規定する罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴されたとき又は公正取引委員会から談合に係る告発、排除措置命令、課徴金納付命令若しくはこれらの命令に係る違反の認定があったとき。	当該認定をした日から
(1) 市の発注における談合等	36か月
(2) 府内における談合等	18か月
(3) 府外における談合等	12か月
(不正又は不誠実な行為)	
4 別表第1及び前3項に掲げる場合のほか、有資格業者等が有資格業者の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 府内の他の公共機関において資格制限に該当したとき。	6か月
(2) 暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	

ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員が行った暴力行為	
(ア) 府内における暴力行為	9か月
(イ) 府外における暴力行為	6か月
イ アに規定する者以外が行った暴力行為	
(ア) 府内における暴力行為	6か月
(イ) 府外における暴力行為	3か月
(3) 脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3か月
(4) 業務関係法令、労働者使用関係法令及び環境保全関係法令に重大な違反をしたとき。	
ア 市が発注する工事等における違反	3か月
イ その他の工事等における違反	1か月
(5) 市が発注する工事等の入札に係る資格確認通知又は入札通知を受けた場合において、正当な理由なく入札に参加しなかったとき。	1か月
(6) 市が発注する工事等の入札に際し、別に定める入札心得に違反し、又は正当な理由なく担当職員の指示に従わず、公正な入札の確	2か月

保を妨げたとき。

(7) 市が発注する工事等に係る入札で落札した場合又は随意契約において見積書を採用された場合において、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。	3か月
(8) 市が発注する工事等に係る予定価格及び発注計画等において、非公表とされている情報を不正に入手しようとしたとき。	1 8か月
(9) 市が発注する工事等において、正当な理由なく事前に公表された予定価格を上回る入札をしたとき。	1か月
(10) 市が発注する工事等において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注機関への報告を怠り、又は警察に届けなかったとき。	1か月
(契約違反)	
5 市が発注する工事等の実施にあたり、契約に違反するなど、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 正当な理由なく、契約を履行しなかった	

<p>とき又は契約相手方の責めに帰すべき事由により、市が契約を解除したとき。</p>	
<p>ア 契約に定める発注者の解除権を行使した場合（第8項に該当する場合を除く。）</p>	6か月
<p>イ アに掲げる場合のほか、契約相手側の責めに帰すべき重大な事由が認められるとき。</p>	3か月
<p>ウ ア又はイに掲げる場合のほか、契約相手側の責めに帰すべき事由が認められるとき。</p>	1か月
<p>(2) 履行遅滞があったとき。</p>	
<p>ア 2か月以上の履行遅滞</p>	3か月
<p>イ 1か月以上2か月未満の履行遅滞</p>	2か月
<p>(3) 工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。</p>	
<p>ア 公害及び危険防止対策不良</p>	3か月
<p>イ 工程管理、資材管理又は労働管理不良</p>	2か月
<p>(4) 正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。</p>	2か月
<p>(建設業法違反)</p>	
<p>6 有資格業者等が建設業法（昭和24年法律第1</p>	当該認定をした日から



00号)の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。

(1) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき(第3号に掲げる場合を除く。)

ア 市が発注する工事等における違反 9か月

イ 府内の他の工事等における違反 6か月

ウ 府外の工事等における違反 4か月

(2) 建設工事の施工に関し、建設業法に違反し、同法第28条又は第29条に規定する処分を受けたとき(第4号に掲げる場合を除く。)

ア 市が発注する工事等における違反 6か月

イ 府内の他の工事等における違反 4か月

ウ 府外の工事等における違反 3か月

(3) 建設業許可申請書、経営事項審査申請書又はこれらの添付書類に虚偽の記載をし、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。

ア 府内業者が逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 6か月

イ 府外業者が逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 4か月

<p>(4) 建設業許可申請書、経営事項審査申請書又はこれらの添付書類に虚偽の記載をし、建設業法第28条に規定する処分を受けたとき。</p>	
<p>ア 府内業者が処分を受けたとき。</p>	4か月
<p>イ 府外業者が処分を受けたとき。</p>	3か月
<p>(申請書等の虚偽記載)</p>	
<p>7 市が発注する工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 工事等実績、技術者資格に係る虚偽等入札参加資格の成否にかかわる重大なとき。</p>	6か月
<p>(2) 次号に掲げる場合のほか、入札参加資格の成否にかかわらないとき。</p>	3か月
<p>(3) 個人の資格に係る虚偽等では有資格業者の故意は認められないが、監督責任を問うことが適当と認められるとき。</p>	1か月
<p>(暴力団関係)</p>	
<p>8 次に掲げる各号のいずれかに該当し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>

- |   |                            |
|---|----------------------------|
| (1) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくはその支店又は常時工事等の契約を締結する事務所の代表者（以下「役員等」という。）が、暴力団員であると認められるとき。 | 24か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで |
| (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。  | 24か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで |
| (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。            | 12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで |
| (4) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。   | 12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで |
| (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。  | 12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで |
| (6) 市が発注する工事等において、暴力団又は暴力団員であると知りながら、これを不当に利用するなどしているとき（暴力団又は暴力団員から脅迫を受けたことにより行ったときを除く。）。 | 12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで |

(7) 市が発注する工事等において、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前各号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで

(8) 市が発注する工事等において、有資格業者が第1号から第6号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第7号に該当する場合を除く。）に、契約担当者が当該有資格業者に対して当該契約の解除を求め、当該有資格業者がこれに従わなかったとき。

12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで

(9) 有資格者が木津川市暴力団排除条例施行規則（平成24年木津川市規則第36号）第8条に規定する勧告措置を受けた日から1年以内に再度同様の勧告措置を受けたとき。

12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで

(その他)

9 有資格業者等に極めて重大な反社会的行為があり、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から

(1) 禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁

3か月

<p>錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p>	
<p>(2) 極めて重大な反社会的な行為があり、新聞等により報道され、契約の相手方として不適当なとき。</p>	<p>3か月</p>

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「有資格業者等」とは、有資格業者のほか、有資格業者である個人、有資格業者である法人の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人若しくは本店若しくは支店の事業の主任者（いかなる名称によるかを問わず、有資格業者に対し、これらと同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）又はその使用人をいう。
- 2 「営業」とは、個人の私生活上の行為以外で有資格業者が行っている営業全般をいう。
- 3 「公共機関」とは、贈収賄が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社等）をいう。
- 4 独占禁止法違反を行った有資格業者に、違反後、合併、会社分割又は営業譲渡があった場合で、当該有資格業者の営業を継承した者の営業が、当該有資格業者の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、第14条を適用する。
- 5 「業務」とは、建設業法上の建設工事及び測量等業務又はこれらに付随する業務をいう。
- 6 「業務関係法令」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）等をいう。
- 7 「労働者使用関係法令」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等をいう。

- 8 「環境保全関係法令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）等をいう。
- 9 「重大な違反」とは、当該法令違反により逮捕、書類送検、起訴されたとき、監督官庁から処分を受けたとき又は市の所管業務において告発されたとき等をいう。
- 10 「入札心得に違反」とは、木津川市工事等競争入札心得第9条各項、第12条第3号、第5号、第6号及び第12号の違反をいう。
- 11 「府内業者」とは、京都府の区域内に主たる営業所を有する者で、建設業法に基づき国土交通大臣又は京都府知事の認可を受けているものをいう。
- 12 「反社会的な行為」とは、法令等に違反する行為を前提とする。また、極めて重大な反社会的行為が業務に関しないものであることにより別表第2第9項を適用して指名停止を措置する場合の期間は、当該行為が業務に関するものである場合に、別表第1及び別表第2の規定に基づき措置する期間を限度とする。

別表第3（第2条、第14条関係）

経営状況に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(経営状況)</p> <p>金融機関から取引停止となったとき等により、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 金融機関から取引停止となったとき。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしたと</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>取引再開まで</p> <p>更生計画の認可の決定を確認する日まで</p>

き。	
(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしたとき。	再生計画の認可の決定を確認する日まで
(4) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てをしたとき又は破産手続開始の決定を受けたとき。	

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱の一部改正新旧対照表

(新)

第1条～第15条(略)

別表第1(略)

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 「成績が著しく不良」とは、工事等成績評定点が50点未満の場合をいう。

2 「負傷者」とは、治療180日以上<sup>の</sup>傷害又は完治の見込みのない傷害を受けた者をいう。

(旧)

第1条～第15条(略)

別表第1(略)



(新)

別表第2 (第2条、第4条、第14条関係)

不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	当該認定をした日から
(1) 市の職員に対する贈賄	36か月
(2)・(3) (略)	(略)
2 有資格業者の営業に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) (略)	(略)
(2) 公正取引委員会の排除措置命令、課徴金納付命令又は違反の認定があったとき。	
(ア)～(ウ) (略) (談合等)	(略)
3 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、談合罪、競売入札妨害罪若しくは独占禁止法第89条に規定する罪の容疑により逮捕、書	

(旧)

別表第2 (第2条、第4条、第14条関係)

不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	当該認定をした日から
(1) 市の職員に対する贈賄	24か月
(2)・(3) (略)	(略)
2 有資格業者の営業に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) (略)	(略)
(2) 公正取引委員会の排除措置命令、審決、課徴金納付命令又は違反の認定があったとき。	
(ア)～(ウ) (略) (談合等)	(略)
3 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、談合罪、競売入札妨害罪又は独占禁止法第89条に規定する罪の容疑により逮捕、書類送	

## (新)

類送検若しくは起訴されたとき又は公正取引委員会から談合に係る告発、排除措置命令、課徴金納付命令若しくはこれらの命令に係る違反の認定があったとき。	
(1) 市の発注における談合等	36か月
(2)・(3) (略) (不正又は不誠実な行為)	(略)
4 別表第1及び前3項に掲げる場合のほか、有資格業者等が有資格業者の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1)～(5) (略)	(略)
(6) 市が発注する工事等の入札に際し、別に定める入札心得に違反し、又は正当な理由なく担当職員の指示に従わず、公正な入札の確保を妨げたとき。	2か月
(7) (略)	(略)
(8) 市が発注する工事等に係る予定価格及び発注計画等において、非公表とされている情報を不正に入手しようとしたとき。	18か月
(9) (略)	(略)
(10) 市が発注する工事等において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2	1か月

## (旧)

検又は起訴されたとき。	
(1) 市の発注における談合等	24か月
(2)・(3) (略) (不正又は不誠実な行為)	(略)
4 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、有資格業者等が有資格業者の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1)～(5) (略)	(略)
(6) 市が発注する工事等の入札に際し、入札心得に違反し、又は正当な理由なく担当職員の指示に従わず、公正な入札の確保を妨げたとき。	2か月
(7) (略)	(略)
(8) 市が発注する工事等に係る予定価格及び発注計画等において、非公表とされている情報を不正に入手しようとしたとき。	3か月
(9) (略)	(略)
(10) 市が発注する工事等において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2	1か月

(新)

号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同法第2条6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注機関への報告を怠り、又は警察に届けなかったとき。	
(契約違反)	
5 市が発注する工事等の実施にあたり、契約に違反するなど、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から
(1) 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき又は契約相手方の責めに帰すべき事由により、市が契約を解除したとき。	
ア 契約に定める発注者の解除権を行使した場合(第8項に該当する場合を除く。)	6か月
イ アに掲げる場合のほか、契約相手側の責めに帰すべき重大な事由が認められるとき。	3か月
ウ ア又はイに掲げる場合のほか、契約相手側の責めに帰すべき事由が認められるとき。	1か月
(2) 履行遅滞があったとき。	
ア 2箇月以上の履行遅滞	3か月
イ 1箇月以上2箇月未満の履行遅滞	2か月

(旧)

号に規定する暴力団の関係者(以下「暴力団関係者」という。)から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注機関への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。	
(契約違反)	
5 市が発注する工事等の実施にあたり、契約に違反するなど、工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき。	
ア 契約の全部不履行	6か月
イ 契約の一部不履行(契約相手方側からの申し出により変更契約を締結したときを含む。)	3か月
(2) 契約相手方側の責に帰すべき事由により、市が契約を解除したとき。	3か月
(3) 履行遅滞があったとき。	
ア 2か月以上の履行遅滞	3か月
イ 1か月以上2か月未満の履行遅滞	2か月

(新)

(3) 工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。	
ア 公害及び危険防止対策不良	3か月
イ 工程管理、資材管理又は労働管理不良	2か月
(4) 正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき	2か月
6 有資格業者等が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき（第3号に掲げる場合を除く。）。	
(ア)～(ウ) (略)	(略)
(2) 建設工事の施工に関し、建設業法に違反し、同法第28条又は第29条に規定する処分を受けたとき（第4号に掲げる場合を除く。）。	
(3)～(4) (略)	(略)
7 (1) (略)	(略)
(2) 次号に掲げる場合のほか、入札参加資格の成否にかかわらないとき。	3か月
(3) (略)	(略)
(暴力団関係)	当該認定をした日
8 次に掲げる各号のいずれかに該当し、工事	から

(旧)

(4) 工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。	
ア 公害及び危険防止対策不良	3か月
イ 工程管理、資材管理又は労働管理不良	2か月
(5) 正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。	2か月
6 有資格業者等が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき（(3)に掲げる場合を除く。）。	
(ア)～(ウ) (略)	(略)
(2) 建設工事の施工に関し、建設業法に違反し、同法第28条又は第29条に規定する処分を受けたとき（(4)に掲げる場合を除く。）。	
(3)～(4) (略)	(略)
7 (1) (略)	(略)
(2) (3)に掲げる場合のほか、入札参加資格の成否にかかわらないとき。	3か月
(3) (略)	(略)
(暴力団関係者)	当該認定をした日
8 有資格業者等が、次のいずれかに該当	から

(新)

等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	
(1) <u>有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくはその支店又は常時工事等の契約を締結する事務所の代表者（以下「役員等」という。）が、暴力団員であると認められるとき。</u>	<u>24か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</u>
(2) <u>暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u>	<u>24か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</u>
(3) <u>役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</u>	<u>12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</u>
(4) <u>役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</u>	<u>12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</u>
(5) <u>役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</u>	<u>12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</u>

(旧)

し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	
(1) <u>暴力団関係者であると認められるとき。</u>	<u>12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</u>
(2) <u>不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。</u>	<u>6か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</u>
(3) <u>いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</u>	<u>6か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</u>
(4) <u>暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</u>	<u>6か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</u>

## (新)

<p>(6) <u>市が発注する工事等において、暴力団又は暴力団員であると知りながら、これを不当に利用するなどしているとき（暴力団又は暴力団員から脅迫を受けたことにより行ったときを除く。）。</u></p>	<p><u>12か月を経過し、かつ、改善された」と認められる日まで</u></p>
<p>(7) <u>市が発注する工事等において、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前各号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</u></p>	<p><u>12か月を経過し、かつ、改善された」と認められる日まで</u></p>
<p>(8) <u>市が発注する工事等において、有資格業者が第1号から第6号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第7号に該当する場合を除く。）に、契約担当者が当該有資格業者に対して当該契約の解除を求め、当該有資格業者がこれに従わなかったとき。</u></p>	<p><u>12か月を経過し、かつ、改善された」と認められる日まで</u></p>
<p>(9) <u>有資格者が木津川市暴力団排除条例施行規則（平成24年木津川市規則第36号）第8条に規定する勧告措置を受けた日から1年以内に再度同様の勧告措置を受けたとき。</u></p>	<p><u>12か月を経過し、かつ、改善された」と認められる日まで</u></p>

## (旧)

<p>(5) <u>暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。（暴力団関係者から脅迫を受けたことにより行ったときを除く。）</u></p>	<p><u>6か月を経過し、かつ、改善された」と認められる日まで</u></p>
---	--

(新)

9 (略)	(略)
-------	-----

(旧)

9 (略)	(略)
-------	-----

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「有資格業者等」とは、有資格業者のほか、有資格業者である個人、有資格業者である法人の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人若しくは本店若しくは支店の事業の主任者（いかなる名称によるかを問わず、有資格業者に対し、これらと同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）又はその使用人をいう。
- 2 「営業」とは、個人の私生活上の行為以外で有資格業者が行っている営業全般をいう。
- 3 「公共機関」とは、贈収賄が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社等）をいう。
- 4 独占禁止法違反を行った有資格業者に、違反後、合併、会社分割又は営業譲渡があった場合で、当該有資格業者の営業を継承した者の営業が、当該有資格業者の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、第14条を適用する。
- 5 「業務」とは、建設業法上の建設工事及び測量等業務又はこれ

(新)

らに付随する業務をいう。

6 「業務関係法令」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）等をいう。

7 「労働者使用関係法令」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等をいう。

8 「環境保全関係法令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）等をいう。

9 「重大な違反」とは、当該法令違反により逮捕、書類送検、起訴されたとき、監督官庁から処分を受けたとき又は市の所管業務において告発されたとき等をいう。

10 「入札心得に違反」とは、木津川市工事等競争入札心得第9条各項、第12条第3号、第5号、第6号及び第12号の違反をいう。

11 「府内業者」とは、京都府の区域内に主たる営業所を有する者で建設業法に基づき国土交通大臣又は京都府知事の認可を受けているものをいう。

12 「反社会的な行為」とは、法令等に違反する行為を前提とする。また、極めて重大な反社会的行為が業務に関しないものである。

(旧)



(新)

ることにより別表第2第9項を適用して指名停止を措置する場合の期間は、当該行為が業務に関するものである場合に、別表第1及び別表第2に基づき措置する期間を限度とする。

別表第3 (第2条、第14条関係)

経営状況に基づく措置基準

措置要件	期間
(経営状況) 金融機関から取引停止となったとき等により、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 金融機関から取引停止となったとき。	取引再開まで
(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしたとき。	更生計画の認可の決定を確認する日まで
(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしたとき。	再生計画の認可の決定を確認する日まで
(4) 破産法(平成16年法律第75号)による破産手続開始の申立て	

(旧)

別表第3 経営状況に基づく措置基準

措置要件	期間
(経営状況) 金融機関から取引停止となったときなどにより、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 金融機関から取引停止となったとき。	取引再開まで
(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしたとき。	更生計画の認可の決定を確認する日まで
(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしたとき。	再生計画の認可の決定を確認する日まで
(4) 破産法(平成16年法律第75号)による破産手続開始の申立てをしたと	

(新)

をしたとき又は破産手続開始の決定を受けたとき。	
-------------------------	--

(旧)

き又は破産手続開始の決定を受けたとき。	
---------------------	--

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「成績が著しく不良」とは、工事等成績評定点が50点未満の場合をいう。

(2) 「負傷者」とは、治療180日以上<sup>の</sup>傷害又は完治の見込みのない傷害を受けた者をいう。

(3) 「有資格業者等」とは、有資格業者のほか、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、有資格業者に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）、若しくはその使用人

(4) 「営業」とは、個人の私生活上の行為以外で有資格業者が行っている営業全般をいう。

(5) 「公共機関」とは、贈収賄が成立するすべての機関（国の機関、地方公共団体、公社、公団等）をいう。

(6) 独占禁止法違反を行った有資格業者に、違反後、合併、会社分割又は営業譲渡があった場合で、当該有資格業者の営業を継承した者

(新)

(旧)

の営業が、当該有資格業者の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、第12条を適用する。

(7) 「業務」とは、建設業法上の建設工事及び測量等業務又はこれらに付随する業務をいう。

(8) 「業務関係法令」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）等をいう。

(9) 「労働者使用関係法令」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等をいう。

(10) 「環境保全関係法令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）等をいう。

(11) 「重大な違反」とは、当該法令違反により逮捕、書類送検、起訴されたとき又は監督官庁から処分を受けた場合等をいう。

(12) 「入札心得に違反」とは、木津川市工事等競争入札心得第9条各項、第12条第3号、第5号、第6号及び第12号の違反をいう。

(13) 「府内業者」とは、京都府の区域内に主たる営業所を有する者で建設業法に基づき国土交通大臣又は京都府知事の認可を受けているものをいう。

(14) 「反社会的な行為」とは、法令等に違反する行為を前提とする。また、極めて重大な反社会的行為が業務に関しないものであること

(新)

(旧)

により別表第2第9項を適用して指名停止を措置する場合の期間は、当該行為が業務に関するものである場合に、別表第1及び前各項に基づき措置する期間を限度とする。